

令和元年6月19日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01986

研究課題名(和文) フーコー、レヴィナス、デリダにおける「性」、「親子」、「家族」の脱自然化

研究課題名(英文) Denaturalization of "Sex", "Kinship", and "Family" from Foucault, Levinas, and Derrida

研究代表者

増田 一夫 (Masuda, Kazuo)

東京大学・大学院総合文化研究科・教授

研究者番号：70209435

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀以降、特定の宗教集団以外において極端に人間中心主義的な認識は放棄されていった。しかし、人間は動物種に過ぎないとして、単に自然の一部に還元する思想の先に待っていた悲劇は、ナチズムによるホロコーストである。20世紀有数の哲学者とされるハイデガーも、一時的にはあれ、ナチの党员であった。本研究では、ハイデガーの思想を相続しながらも彼が落ちた罫を避け、人間を「脱自然化」しようと試みたデリダ、フーコー、レヴィナスから出発した。そして、同性婚をめぐるフランスで理論化されたテクストの分析を通じて、性(ジェンダー、セクシュアリティ)、親子関係、家族を考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

人新世(アントロポセン)が語られる今日、自然の保全はきわめて重要な課題である。その点を認めた上で、人間や社会における「自然」を再考する必要があると考える。「われわれ(国民)」と「彼ら(移民、外国人)」の区別を「自然化」し、固定することの問題はフランスにおいてすでに指摘されている。また、同性婚をめぐる議論において、反対派は親子関係や家族が「自然」であるべきだと主張したが、同性婚の合法化はその見解を否定した。これらの動向を紹介し、それを可能にした論理構造を分析することは、「家族」や「共同体」をめぐる血統という「自然」が特権的な地位を占めるわが国の言論にも一石を投じる意義を持つはずである。

研究成果の概要(英文)：From the nineteenth century, the anthropocentric perception of the world was abandoned to give way to a more scientific vision. However, the reduction of Man to an animal species and to a simple part of Nature gave birth to the biological racism of Nazism that perpetrated the Holocaust. Heidegger, considered as one of the greatest thinkers of the twentieth century, was during a period accomplice of Nazism. Inheriting his thought, but aware of the danger it concealed, Derrida, Foucault and Levinas tried in their turn to "denaturalize" Man. It is in this aspect that we propose to analyze their thoughts. We also tried to link elements of their thoughts to the gender (sex), kinship and family theorizations in the texts of supporters of "marriage for all".

研究分野：哲学

キーワード：脱自然化 家族 親子関係 性 デリダ フーコー レヴィナス

1. 研究開始当初の背景

哲学は、人間のみが真理に到達しようとして、人間を他の生物種から厳密に区別してきた。しかし、真理到達をめぐる優先的な地位は、コペルニクス、ダーウィン、フロイトによって揺るがされ、さらに自然科学の諸成果は、次第に人間を幾多の生物種の一員とする視点を強めたといわれる。19世紀以降に加速されたこの推移が生みだした、倒錯的にして悲劇的な一帰結が、ナチズムであった。生物学の名を騙って特定の「人種」を絶滅させようとしたいわゆるホロコーストは、あまりにも有名である。『黒ノート』の刊行とともにその「反ユダヤ主義」をめぐる議論があらためて再燃しているハイデガーは、『存在と時間』（1927年）において、思惟の主体である現存在（Dasein）から一切の生物学的、人間学的特性を捨象していた。その意味では、ナチズムとは明らかに異質な出発点を選択している。だが彼は、次第に「種族」や「民族」の語彙をその思索に導き入れ、反ユダヤ主義的な発言も辞さず、一時的にはあれ黨員としてナチズムに荷担することになる。

第二次世界大戦後のフランス思想は、広くハイデガーに影響を受けつつも、彼が陥ったナチズムひいては全体主義一般の危険を意識し、それを避けることをつねに念頭に置きながら考察を展開しようとした。その姿勢は、ミシェル・フーコー（1926年-1984年）、エマニュエル・レヴィナス（1906年-1995年）、ジャック・デリダ（1930年-2004年）にも共有されている。そこには、生物学主義の陥穽を避けるために、それぞれの仕方で人間を「脱自然化」する試みが見られる。たとえば、フーコーは性という「自然」をセクシュアリティの「言説」の産物とし、生政治学（biopolitique）を批判的に考察することによって、レヴィナスは人間を端的に存在とは別の次元に置くことによって、デリダはハイデガー的な現存在に残る人間主義を指摘し、親子関係を遺伝ではなく選択的な「相続」という語彙で語ることによって、こうした態度は、今日のフランスにおける政治的、倫理的諸価値と一定の整合性をもっている。だが他方で、ゲノムによる人間の規定、DNA鑑定による親子関係の認定、「自分たちの子」を生むための不妊治療など、多方面で社会の医療化と人間を生物学的な視点から語る風潮が広がっているのも事実である。人間に関するこの「二重視」は、今日かつてないほど深刻になっており、哲学的・政治的・倫理的人間観と自然科学的・医学的視点とのあいだには強い軋轢があるといわねばならない。この状況こそ、本研究の背景にほかならない。

2. 研究の目的

（1）第二次世界大戦後のフランス思想において、生物学主義はナチズムの重要なイデオロギー的支柱であるとして、きわめて批判的に捉えられている。サルトルの『ユダヤ問題に関する考察（邦訳『ユダヤ人』）』（1954年）にある、「ユダヤ人とは、他の人々がユダヤ人だと考えている人間である」という主張は、人間集団を生物学的もしくは人種的帰属から規定することを拒否し、自由や尊厳を回復する決意として読むことができよう。本研究はまず、20世紀後半フランス思想における、人間と自然（生物）をめぐる一般の布置を確認しつつ、フーコー、レヴィナス、デリダが、なぜ、またはどのようにして脱自然化が全体主義（ナチズム、ファシズム）への抵抗となりうると考えているかを確認する。

（2）次に、フーコー、レヴィナス、デリダの思想において、性、セクシュアリティ、親子関係、家族、共同体、ネーションがいかに記述されているかを確認し、それらからいかに自然的性格が取り除かれていったかを検証する。同時に三者のあいだの収斂と相違にも注目しなければなら

ない。たとえば、ナチズムのもっとも直接的な「被害者」であったレヴィナスは、人間を——他の生命体からのみならず——存在全体から切り離す。だが他方で、主体の有限性が「多産性」と「息子」によって解消されるとするとき、そこに一種の逆説を見ることができる。多産性や息子は血統および生物学的な性差と切り離すことがむずかしく、レヴィナスが主体に対して生物学的規定を回帰させているように映りかねないからである。

(3) 万物を道具化する实用主義から人間を解放し、自由や尊厳を回復するための方策として脱自然化考えることは予想できる流れである。しかし他方で、それは人間から生物学的基底を取り去ってしまい、そのため他の生命体の生存や、焦眉となっている環境問題を考察することを困難にするのではないのかという不安を惹起する。伝統的な哲学的人間学に回帰することは、その不安を解消するのに有効な対策とはならないだろう。本研究が選んだ三名の思想家も、その点を十分に意識しており、だからこそ伝統的な人間学への回帰で齒なく、それぞれ独自の人間像を提示しようとしてきたと思われる。よって、ここ述べる「脱自然化」は人間を理性的、靈的存在と位置づけることではない。「脱自然化」は、一方で人間を自然の一部へと還元する斜面、他方で人間を理性的、靈的存在と位置づける斜面、そのいずれの斜面にも陥ることなく、両者がなす不確定にして険しい稜線をたどろうとするものだといえるだろう。デリダが1960年代から動物の問題への取り組みを示唆し続け、2000年以降ようやくそれを実行に移すのは、その困難な道のりの一例である。

(4) なお、本研究は、「1. 研究開始当初の背景」で述べた状況をふまえ、社会の医療化および社会生活への生物学的、自然科学的要因の浸透にも絶えず意識すべく努力するものである。ここでいう「社会」とはもっぱらフランス社会であり、研究代表者の大学における教育上の職務の関係で、本研究はフランス地域文化研究の性格も持つことになる。

3. 研究の方法

本研究の主要な方法は、研究目的に適った資料を調査し、選別し、分析・理論化することに存する。その方法によって、まず初年次に、研究の背景として認識した状況が妥当かどうかを確認し、その後は三人の思想家が遺したテキストを分析の対象とした。次に、さらに広く収集した二次文献を精読して、研究目的に沿って理論化した。また、わが国では入手、閲覧しづらい資料については、主にフランス国立図書館にて閲覧し、未刊行の講義原稿等については現代出版記憶研究所 (IMEC、フランス、カーン市) にて調査を行った。

海外研究者との意見交換から示唆を受けることも多いので、進んでそのような機会を作った。本研究では、デリダの詳細な研究を著したブノワ・ペーター氏、ジャン・ジュネを中心とした文学の研究者でデリダとも近かったアルベール・ディシー氏 (IMEC)、独自の視点から家族および生命倫理の研究を行っているジャン=フィリップ・ピエロン教授 (リヨン第3大学)、デリダから発して哲学テキストの翻訳論で重要な業績のあるバルバラ・カッサン氏 (フランス国立科学研究センター) などと踏み込んだ議論をすることができた。

4. 研究成果

本研究は基本的に哲学研究として企図され、初年度には、第二次世界大戦後フランスでおこなわれたハイデガー読解として、とりわけサルトル、メルロ=ポンティのケースを取り上げ、彼らがどのように「現存在」を翻案しながら継承したかを考察した。また、「生政治学」においてフー

コーにおける「人間」と「性」の分析に取り組んだ。そこで出会う重要概念の一つである「統治」から発して、統治の対象、または共生の場となる「共同体」を考察した。研究の中心に据えた三名の思想家はいずれも「共同体」を明示的なキーワードとしていないが、潜在的にであれそれをどのように位置づけているのかを確認する必要があると考えたためである。成果の一部は、「忌避される共同体——デリダと主権の脱構築」（岩野卓司編『共にあることの哲学』、書肆心水、2016年所収）として公にされている。また、その続編が「喪のポリテイクス——私は死で動いている」の射程」（岩野卓司編『共にあることの哲学と現実』、書肆心水、2017年所収）である。いずれにおいても、有限な生をいかに生きるかというデリダ的な問いかけが中心に置かれているが、その問いは潜在的にはフーコーにもレヴィナスにも通じるものである。さらに、「定言命法の裏帳簿——カントの死刑論を読むデリダ」（高桑和巳編『デリダと死刑を考える』、白水社、2018年所収）においては、徹底した有限性の思考が、いかに〈死に至らしめること〉を拒否するかを示した。「ホモ・ファエノメノン（現象的人間）」の上に「ホモ・ヌーメノン（仮想的人間）」を設定し、死刑によって後者を救うとするカントの論法は、意外なことに、人間を自然化し、それが動物種にすぎないとした場合と同じように、人間を死に至らしめることを許容するのである。

研究代表者は長年にわたってデリダを中心に研究を行ってきたため、三名の思想家を研究する際にもまずデリダを取り上げることになる。しかし、有限性、カント、死刑について述べた点は、フーコーによるカント読解（とりわけ『カントの人間学』1961年）、そしてレヴィナスによる「汝殺すなかれ」の位置づけに通じている。単に「性」「家族」「親子」というキーワードを提示して三者を比較するよりも、それぞれの思想の中核に分け入ることを可能にする通路が開けたと自負している。

当初、本研究は狭義の哲学史的な研究として企図されていた。しかし、上記の作業と平行して、フランス社会における「家族」および「共同体」をめぐる考察も続けていた。そこでも、「自然化」が問題視されており、哲学と地域文化の両次元で一種の相乗効果が生まれる可能性も予測ないし期待していた。社会的な領域における「自然化」の例としては、一方で、「移民」、特にイスラーム系の人々が「統合不可能な」本質を持っているとして排除する言説がある。そのような言説は、特定の集団の属性を「自然化」するものとして批判的に語られることが多い。他方で、2013年に合法化された同性婚をめぐるその数年前から活発な議論が展開されていた。そこにおいて反対派は、家族、生殖、親子関係の「自然」を論拠として取り出し、その「自然」に反するものとして同性婚を拒否したのである。

本研究が地域文化的な側面を有することはすでに述べたが、性・家族・親子関係という語を含んだ研究課題からしても同性婚をめぐる議論を取り上げる必要があると思われた。同制度が合法化される思想的（もしくは法社会学的）プロセスは、2016年に刊行されたイレヌ・テリーの著作（邦題『フランスの同性婚と親子関係——ジェンダー平等と結婚・家族の変容』、明石書店、2018年）にまとめられている。そこでは生殖と親子関係とを分けるという考えが語られている。あくまでも「子をなす」企図を持ったカップルが親なのであり、生殖者として第三者が参与してもその者は「親」とは見なされない。この観点は親子関係の「脱自然化」の一例とも位置づけられうるが、三名が関与するこの仕組みにおいて医療が重要な役割を担うことになるのをどう考えるべきなのか。この仕組みが広く認められていった場合、その人間論的な帰結はどのようなものになるのか。見通しはこれまでも増して不透明だと言わざるをえない。そのような思いを抱きながら、もっか、テリーが提唱する第三者関与型生殖の法制化について理論化し、発表することを考えている。

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕（計 2 件）

1. シンポジウム（国内）デリダと死刑を考える。慶應義塾大学学事振興資金事業。慶應義塾大学、2017.10.07 招待講演。死の脱構築——有限性の終焉としての死刑。
2. 日仏会館特別講演会。バルバラ・カッサン（フランス国立科学研究センター）*Philosophes en langue*. 日仏会館。2015.11.25. に対する返答 *Lost in translation*（フランス語）。

〔図書〕（計 3 件）

1. 高桑和巳、鶴飼哲、江島泰子、梅田孝太、増田一夫、郷原佳以、石塚伸一、デリダと死刑を考える、白水社、2018年、総ページ数270、127-167ページ。
2. 岩野卓司、合田正人、郷原佳以、坂本尚志、澤田直、藤田尚志、増田一夫、宮崎裕助、共にあることの哲学と現実——家族・社会・文学・政治、書肆心水、2017、総ページ数320、277-317ページ。
3. 岩野卓司、合田正人、坂本尚志、澤田直、藤田尚志、増田一夫、湯浅博雄、共にあることの哲学、書肆心水、2016、総ページ数288、173-207ページ。

6. 研究組織

(1)研究分担者 なし

(2)研究協力者 なし

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。